

税理士法研修資料

(税理士事務所事務員)

令和4年 名古屋国税局

目 次

1	税理士の使命	1
2	税理士の使用人等に対する監督義務	1
3	使用人その他従業者の守秘義務	2
4	にせ税理士行為（税理士法 § 52）	2
5	事例 1（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）	3
	事例 2（使用人監督義務違反）	4
	事例 3（にせ税理士行為・名義貸し）	5
6	その他	
	【参考 1】税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 27 年 4 月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）	6
	【参考 2】税理士に対する最近の懲戒処分等 （令和 3 年 6 月及び令和 4 年 1 月公告から抜粋）	11

1 税理士の使命

税理士法 § 1 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

2 税理士の使用人等に対する監督義務

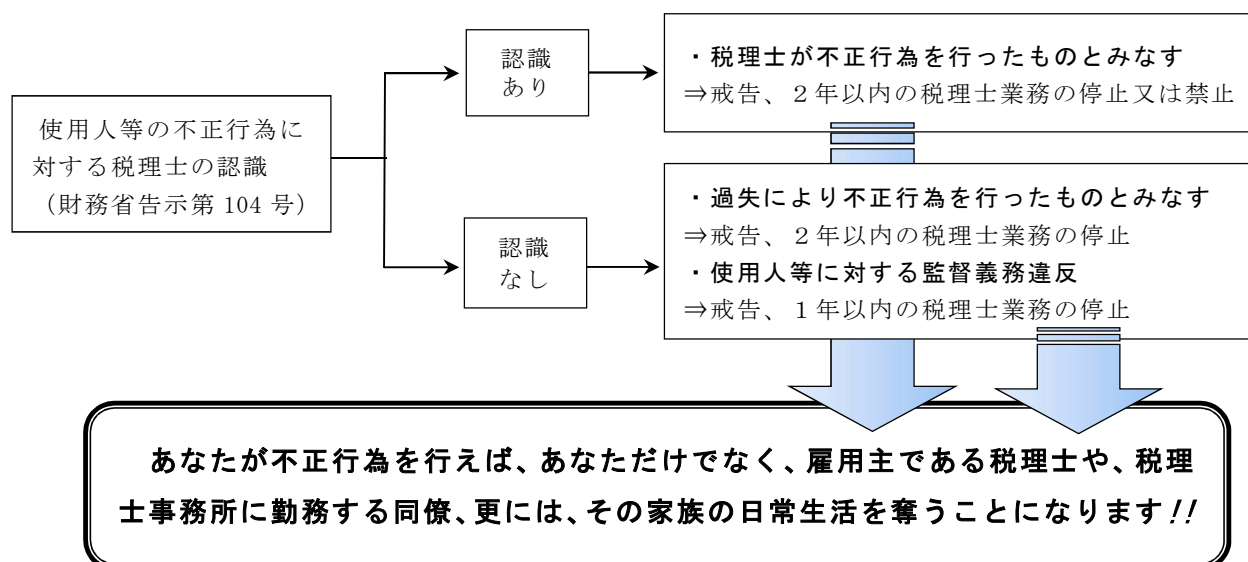
税理士法 § 41 の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

* 使用人その他の従業者

「使用人その他の従業者」とは、税理士と雇用関係にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配・監督権の及ぶすべての者を含むものであり、税理士業務の補助事務に従事する家族従業者も含まれる。《税理士法逐条解説七訂版引用》

使用人その他の従業者が税理士法に違反した場合

「使用人その他の従業者」が税理士法違反に該当する不正行為を行った場合、使用者である税理士又は税理士法人は、税理士法及び財務省告示第 104 号に基づき、戒告、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止に処される。



* 使用人が行い得る税理士法違反行為【①脱税相談（税理士法 § 36）、②信用失墜行為（同法 § 37）、③二ヶ所事務所の禁止（同法 § 40）、④帳簿作成の義務（同法 § 41）、⑤助言義務（同法 § 41 の 3）、⑥不真正税務書類の作成（同法 § 45）など】

3 使用人その他従業者の守秘義務

税理士法 § 54 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

使用人その他の従業者が税理士法 54 条に違反した場合

税理士法 § 59① 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三 (前略) 第五十四条の規定に違反した者

あなたが、守秘義務に違反すれば、刑事罰が科されます。また、あなただけでなく、雇用主である税理士や、税理士事務所に勤務する同僚、更には、その家族などの日常生活を奪うこととなります!!

4 にせ税理士行為 (税理士法 § 52)

- | | | |
|-----------|---|--|
| ① 税務代理 | } | 左記①から③の行為は、税理士法 § 2 ①一～三及び同法 § 52 に基づき、税理士又は税理士法人でない者が行うことはできない。 |
| ② 税務書類の作成 | | |
| ③ 税務相談 | | |

使用人その他の従業者が税理士法 52 条に違反した場合

税理士法 § 52 に違反すれば、同法 § 59①四により 2 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられます。

また、税理士がにせ税理士に名義貸しをすれば、同法 § 37 の 2 により、2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止、更には 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

あなたが、にせ税理士行為を行えば、刑事罰が科されます。

更に、にせ税理士行為を行う際に、税理士から名義を借りれば、当該税理士は懲戒処分などを受けることから、当該税理士本人や、当該税理士事務所に勤務する職員、加えて、その家族の日常生活を奪うこととなります!!

事例1（脱税相談・故意による不真正税務書類の作成）

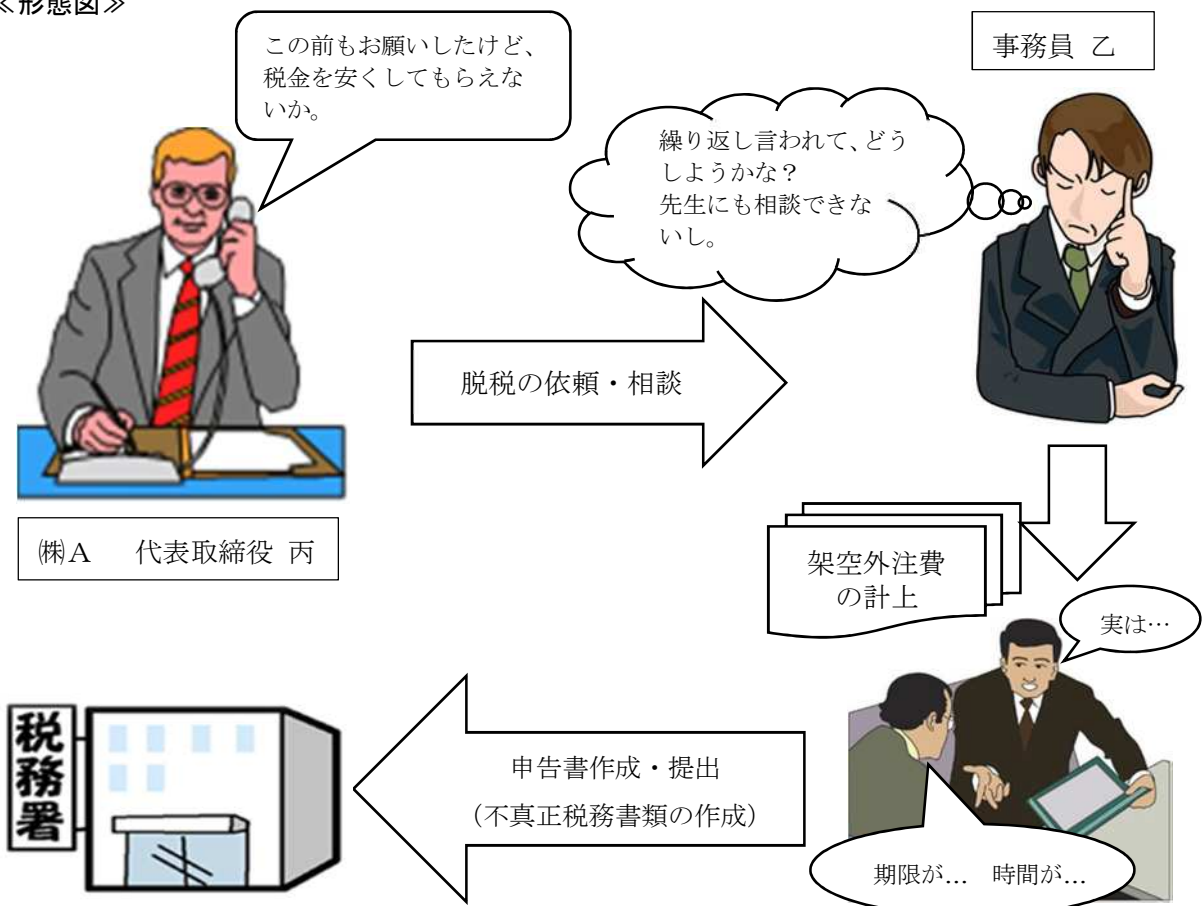
《概要》

税理士甲の事務員である乙は、担当している関与先(株)Aの代表者丙から「税金を少しでも安くしてほしい。」と何度も繰り返し依頼され、やむなく担当している個人事業者Eの名義を無断で使用し、架空の外注費を計上した。

その後、確定申告の作成時期を迎えたところで、乙は罪の意識から甲に対し、行った行為の内容について打ち明けたが、申告期限が迫っていたこともあり、そのまま申告書を税務署に提出した。

後日、税務調査において架空外注費が否認され、(株)Aに重加算税が賦課されるとともに、事務員乙が不正行為に関与していたことが明らかとなった。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士事務所の担当者が関与先の代表者の求めに応じて、納税額を少なくするための脱税相談を行い、架空の外注費を計上する方法で不正に所得金額を圧縮し、過少に申告していたものです。

上記の行為は、実際に行為を行った者は事務員ですが、その行為を税理士も認識しながら不真正税務書類の作成を行い提出していますので、税理士自身も法第45条第1項「故意による不真正税務書類の作成をしたとき、又は法第36条の規定『脱税相談等の禁止』に違反したとき」（2年以内の税理士業務の停止又は禁止）に抵触します。

事例 2 (使用人監督義務)

《概要》

甲税理士事務所では、関与先の記帳関係の相談から決算・申告書の作成に至るまでのすべてを、分担制として事務員それぞれに担当させている。

関与先である(株)Aの税務調査に際し、在庫の圧縮による所得金額の過少申告が明らかとなったが、代表者乙によると担当している事務員丙に相談したところ、期末在庫の圧縮を提案され、その指示通りに行ったと主張した。

事務員丙に確認を行ったところ、丙も上記事実を認めた。

甲税理士事務所の業務管理状況は、日報などの事務員の業務を管理するものは何もなく、ほぼ任せ切りの状況にあり、業務処理簿についても会計ソフトを使用して作成した税務書類の記載のみであった。

《形態図》



(株)A
代表取締役乙

丙さん、今年は所得が多くなりすぎたので、何とかありませんか。

社長の依頼ですから断れませんね。
期末の在庫を圧縮して、計上してはどうですか。



甲税理士事務所
事務員丙

業務管理なし

うちはそれぞれの事務員が真面目にやってくれているから、任せておいても大丈夫だ。



甲税理士

使用人監督義務違反

《解説》

本事例は、税理士甲が事務員丙の業務に対する指導監督を怠ったために、関与先と事務員による不正行為が行われたもので、税理士法第41条の2「使用人監督義務」に違反し、懲戒処分の対象となります。(戒告又は1年以内の税理士業務停止)

なお、事務員が行った不正行為について税理士が認識していなかったとしても、内部規律や内部管理体制に不備があるなど、認識できなかったことについて税理士に相当の責任があると認められる場合は、税理士が過失によりその不正行為を行ったとして懲戒処分の対象となることがあります。

事例3（にせ税理士行為・名義貸し）

《概要》

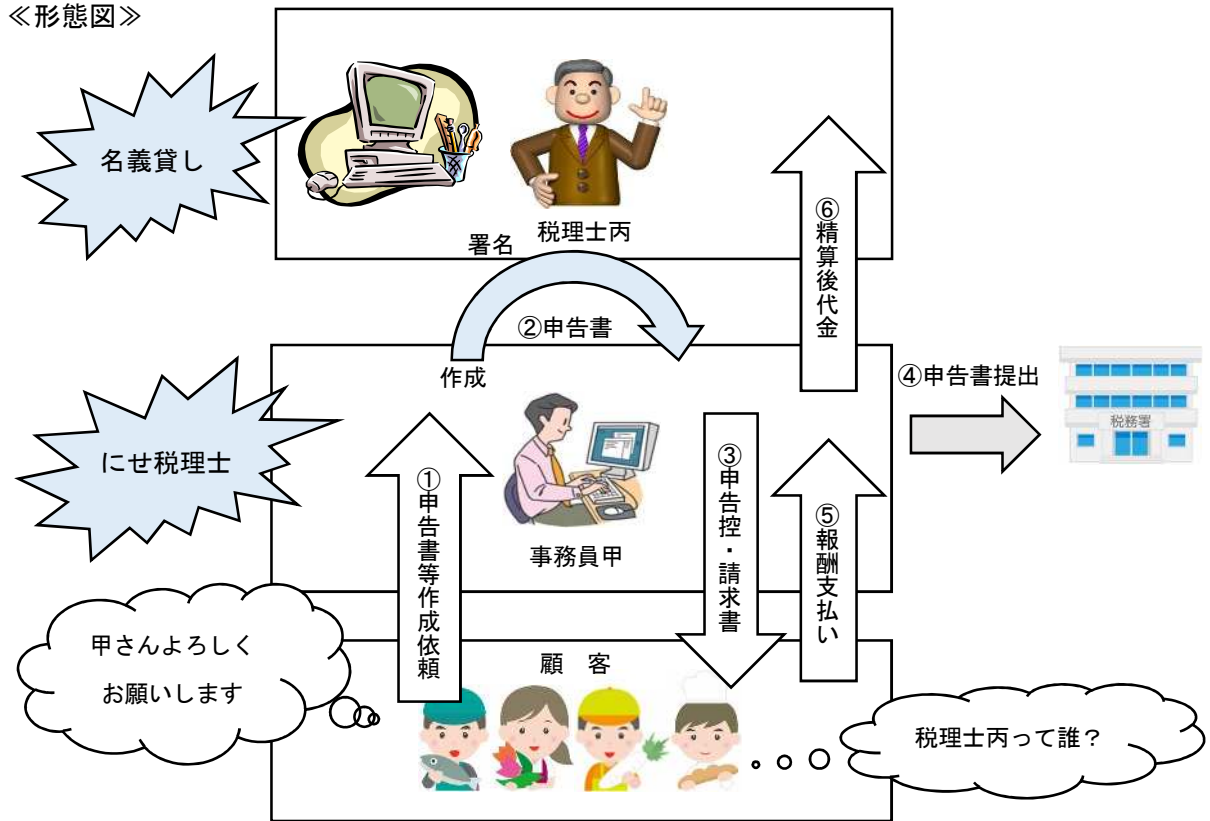
税理士事務所の事務員甲は、勤めていた税理士乙の死亡に伴い、担当していた顧客とともに丙税理士事務所に移籍することとなった。

税理士丙は、新たに関与することとなった顧客と委嘱契約を結ばず、これら顧客の税理士業務全般について甲へ全てを任せきりにしていたほか、事務所内に甲の席も設けずにいた。

その結果、税務書類については、事務員甲が作成したものを税理士丙が形式的なチェックを行うのみで確定申告書等を提出していたほか、顧問料についても甲が自己の取り分等を精算して丙に手渡す状況が続くこととなった。

後日、甲は法第52条違反として告発されるとともに、丙は法第37条の2違反として処分を受けることとなった。

《形態図》



《解説》

本事例は、税理士事務所の事務員が、税理士の指導監督を受けることなく、自宅等で顧客の申告書等を作成していた。また、税理士も自身が開知しないところで作成された申告書のチェックのみを行って署名していた。

税理士でない者が、他人の求めに応じて税務書類を作成すれば、法第52条「税理士業務の制限」に違反し、法第59条1項4号により、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。また、税理士は、自己の判断に基づくことなく作成された税務書類に署名すれば法第37条の2「非税理士に対する名義貸しの禁止」に該当し、懲戒処分対象になります（2年以内の税理士業務停止又は禁止）。

- 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（平成 27 年 4 月 1 日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第 104 号

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成 20 年 3 月 31 日

改正

平成 27 年 1 月 30 日財務省告示第 35 号

財務大臣 額賀 福志郎

I 総則

第 1 量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でない認められる場合には、法に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第 2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分

- 1 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用人である税理士又は使用人である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律

や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

2 税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。
- (2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

第 3 不正行為の種類の異なるものが 2 以上ある場合

Ⅱ に定める不正行為の種類の異なるものが 2 以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の種類について算定した量定を合計したものを基本とする。

第 4 税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1 月を単位とする。

Ⅱ 量定の考え方

第 1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士が法第 45 条第 1 項又は第 2 項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

6 月以上 2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (2) 相当の注意を怠り、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（国税通則法第 18 条に規定する期限後申告書若しくは同法第 19 条に規定する修正申告書の提出又は同法第 24 条に規定する更正若しくは同法第 25 条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、
戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

2 税理士が法第 46 条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、
戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(2) 法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があることをいう。以下同じ。）（上記 1 に掲げる行為に該当する場合を除く。）

不正所得金額等の額に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。以下同じ。）（上記 1 及び 2 (2)イに掲げる行為に該当する場合を除く。）

申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は 2 年以内の税理士業務の停止

ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）

行為の回数、程度に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ニ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。）

名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ホ 業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう。）

戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

ヘ 税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）

戒告

ト その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいう。）

戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (3) 法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (4) 法第38条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (5) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告
- (6) 法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は1年以内の税理士業務の停止
- (7) 法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき。
同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、
2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (8) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。
税理士業務の禁止
- (9) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。
戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第2 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

- 1 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。
 - (1) 法第48条の10（成立の届出等）、第48条の13（定款の変更）、第48条の18（解散）又は第48条の19（合併）に規定する届出をしなかったとき。
戒告
 - (2) 法第48条の16において準用する法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。
 - イ 自己脱税

不正所得金額等の額に応じて、
2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は2年以内の業務の全部若しくは一部の停止

ハ 税理士会の会費の滞納
戒告

- (3) 法第48条の16において準用する法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。

戒告

- (4) 法第48条の16において準用する法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の業務の全部若しくは一部の停止

- (5) 業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。

解散

- (6) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20(違法行為等についての処分)に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があったとき（上記1(2)及び(6)に該当する場合を除く。）。

当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

- (2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

附則（平成27年1月30日財務省告示第35号）

この告示は、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

税理士に対する最近の懲戒処分等(令和3年6月及び令和4年1月公告から抜粋)

	処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
自己脱税及び自己申告漏れ	1 10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。
	2 6月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業所得の申告漏れ等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	3 1年3月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	4 6月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をしないことなどにより、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	5 6月の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	6 10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。
	7 10月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、福利厚生費や旅費交通費等を水増しして経費に計上すること等によって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮して申告した。

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	8	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Aの社員税理士であった被処分者は、Aの関与先であったB協同組合の法人税の確定申告に当たり、B協同組合の代表理事の求めに応じ、架空仕入れ及び架空広告宣伝費を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、B協同組合の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
	9	2年の税理士業務の停止	① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から利益を圧縮するにはどうしたらよいかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 さらに、被処分者は、関与先であったB社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から支払先を公表できない支出を経費に計上する方法はないかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 ② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
	10	1年5月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、自己が代表者であった、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、取引先に対する立て替え金及び貸付金を、架空の外注加工費等として計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
	11	7月の税理士業務の停止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、同人からの依頼に応じ、売上及び経費の金額を調整する方法により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
	12	税理士業務の禁止	○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先である医療法人Aの法人税の確定申告に当たり、Aの前事務局長からの依頼に応じ、事務代行手数料を過大に計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

	処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
故意による不真正税務書類の作成	13 税理士業務の禁止	<p>① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるAほか4名の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、Aほか4名の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、Aほか1名については、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成し、残る3名については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実と反する所得税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告せず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>このほか、関与先であるB社の法人税の確定申告に当たり、売上の一部を除外すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>また、B社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるように売上を過少に申告した真正の事実と反する法人税の確定申告書を作成して、消費税及び地方消費税の納税義務がないかのように装うことによって、法定申告期限までに申告をせず、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>② 信用失墜行為（自己脱税） 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、架空の経費等を必要経費に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。</p> <p>さらに、自己が代表者を務めるC社の法人税の確定申告に当たり、架空の経費等を損金に計上することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。</p>
	14 11月の税理士業務の停止	<p>① 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役の求めに応じ、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>② 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面の虚偽記載 被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、建物の取壊しの事実がないことを認識していたにもかかわらず、その事実があったものとして固定資産除却損を計上したことと平仄を合わせるため、同社の税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面に、分譲地の増勢にため建物を取り壊したと虚偽の記載をした。</p>
	15 税理士業務の禁止	<p>○ 信用失墜行為（故意による不真正税務書類の作成） 税理士法人Aの所属税理士であった被処分者は、Aの関与先であるB社及びC社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、売上値引きがあったものとして仕訳伝票を遡って訂正し、売上を減額することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、B社及びC社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p>

		処分の内容	処分の内容となった行為又は事実の概要
処業務 違反 停止	16	税理士処分の禁止	○ 業務停止処分違反 被処分者は、令和2年8月26日付で「5月の税理士業務の停止」処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等の税務書類を作成した。
	17	5月の税理士業務の停止	① 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。			
18	4月の税理士業務の停止	○ 非税理士に対する名義貸し 被処分者は、税理士法人でないA社が、同社の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。	
		① 運営が著しく不当 被処分法人の社員税理士であるAは、被処分法人の関与先であったB社との間で、記帳代行業務及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う締結していたにもかかわらず、B社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。 被処分法人においては、Aの業務の遂行状況について確認する体制が構築されておらず、業務運営の適正を確保するための内部管理体制が整備されていないことから、運営が著しく不当と認められた。	
19	2月の業務の全部停止	② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。	
		① 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 税理士法人Aの社員税理士である被処分者は、Aの関与先であるB社との間で、記帳代行業務及び税務関係書類の作成業務のほか、租税公課等の支払代行業務を行う契約を締結していたにもかかわらず、B社の消費税、地方消費税、源泉所得税及び不幸特別所得税を正当な理由なく法定納期限までに納付せず、滞納を生じさせ、同社に対して不納付加算税及び延滞税の損害を与えた。	
20	6月の税理士業務の停止	② 帳簿作成義務違反 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。	
		○ 信用失墜行為（その他反職業倫理的行為） 被処分者は、A税務署の執務室内で、自身が税務代理をしていたBの所得税等の調査を担当していた職員の顎を殴打し、全治1週間の怪我を負わせ、それにより、税理士の信用を失墜させた。	
21	1年3月の税理士業務の停止		